

恵庭市告示第161号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 19 条第 1 項の規定により、次のように農業経営基盤強化促進事業計画を定めたので、同法第 19 条の規定により告示する。

令和5年12月27日

恵庭市長 原 田



（「次のように」は省略し、その関係書類を経済部農政課に備え置いて縦覧に供する。）